

別紙 5

「同等以上の知識経験を有する者」について

個人ばく露測定講習の区分	講師の条件関係
<p>1 デザイン等講習（登録省令第1条の2の44の19第1項第3号イ関係）</p>	<p>表各項の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者 2 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者
<p>2 サンプルング講習（登録省令第1条の2の44の19第1項第3号ロ関係）</p>	<p>表各項の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者 2 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者